

(別表1)

## 事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### I 現状

##### (1) 地域の災害リスク

###### (洪水 : ハザードマップ)

大野市のハザードマップによると、大野商工会議所が立地する市街地の商業地区の大部分において、3mまでの浸水が予想されているほか、大型量販店の小売業（ホームセンターみつわ九頭竜店、100満ボルト大勝店等）が立地する下庄地区の南新在家地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。

※九頭竜川水系赤根川、清滝川想定最大規模洪水浸水想定区域図を添付。

###### (土砂災害等 : ハザードマップ)

大野市のハザードマップによると、市街地地域の亀山周辺は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっており、小売業やサービス業等の事業所が集積している。

また、大野盆地を取り巻く山際、阪谷地区、和泉地区においては、土砂災害と冬期間の雪崩が生じる恐れがある。

###### (地震 : J SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で発生する確率は高くない。しかしながら大野市防災マップでは、ひとたび地震が起きれば、震度6強以上の揺れが起こりうると想定されている。

###### (その他)

大野市内の赤根川、清滝川流域では、これまでにも水害に見舞われてきた。特に、平成16年の福井豪雨の際は、赤根川流域の広い範囲に浸水被害を及ぼした。

なお、昭和40年代以降に建設されたダムにより、九頭竜川、真名川においては河川の氾濫は起こっていない。

また、大野市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は市街地において502cm、和泉地区において925cmと非常に多い。

近年では大雪から生じる生活道路の分断による、物資の不足などで市民生活や経済活動に大きな影響をもたらした。

##### (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,883人
- ・小規模事業者数 1,673人

###### 【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	卸・小売・飲食・宿泊業	594	570	大野市内に広く分散している。 ※工業団地(中野・春日野工業団地)は製造業が集積しており、いずれも赤根川流域に立地している。
	サービス業	431	350	
	建設業	264	251	
	製造業	185	149	
	その他	409	353	

[出展 : 2021年(令和3年) 経済センサス基礎調査を基に集計]

### (3)これまでの取組

#### 1)大野市の取組

- ・地域防災計画の策定、定期的な総合防災訓練の実施
- ・防災倉庫の整備、防災資機材の備蓄
- ・防災行政無線の整備、メールやアプリなどを活用した防災情報の発信

#### 2)大野商工会議所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・損害保険ジャパン日本興亜㈱、東京海上日動火災保険㈱、三井住友海上火災保険㈱およびあいおいニッセイ同和損害保険(株)と覚書を締結した損害保険への加入促進
- ・防災備品(スコップ、懐中電灯等)を備蓄
- ・大野市が実施する防災訓練への参加および協力

## II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまっており、マニュアルは整備されているが、職員への十分な周知がなされていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員の不足、といった課題が浮き彫りになっている。

また第一期計画遂行中には雪害により、流通網寸断することがあった中、事業者には当事者意識が薄く、意識づけが今後の課題となる。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、大野商工会議所と大野市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・大野商工会議所においても職員の防災士資格取得を推奨する。

<目標>支援により策定された事業者BCP(事業継続力強化計画)の件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	6件	6件	9件	12件	12件
うち事業継続力強化計画(連携計画含む)	6件	6件	9件	12件	12件
[参考]中小企業(小規模除く)	1件	2件	2件	2件	2件

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・大野商工会議所と大野市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### <1. 事前の対策>

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・大野商工会議所会報やホームページ、公式LINEにおいて、国や福井県、大野市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP策定に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(事業継続力強化計画)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、大野商工会議所は、ホームページ、公式LINEを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・大野市防災メール登録推進とYahoo 防災速報アプリの利用促進を行う。

##### 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・大野商工会議所は、平成25年に事業継続計画を作成し、令和6年11月まで随時(別添)更新しており、今後も定期的な見直しを行う。

##### 3) 関係団体等との連携

- ・覚書を締結する損害保険ジャパン日本興亜(株)、東京海上日動火災保険(株)、三井住友海上火災保険(株)およびあいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示依頼やセミナー等を共催する。
- ・大野市と連携し、定期的な防災に関する打合せを行う。

##### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行う。
- ・適宜、大野市の担当課と連携し、状況確認や改善点等について情報交換を行う。

##### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(地震と大雨による複合災害)が発生したと仮定し、大野市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## <2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後、ただちに職員の安否報告を行う。  
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を大野商工会議所と大野市で共有する。)

### 2) 応急対策の方針決定

・大野商工会議所と大野市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例)

- ・職員自身が危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず身の安全を確保し、周囲の状況が安全であることを確認した後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)、被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など))を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

(豪雪における例)

- ・職員自身が命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず身の安全を確保し、周囲の状況が安全であることを確認した後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)、被害状況(全壊・半壊・一部損壊など))を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報を共有する。

	大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が割れる」、「軒先の破損」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「屋根の崩落」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
	被害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が割れる」等、「軒先の破損」比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「屋根の崩落」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
	ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日に1回共有する(9時現在)

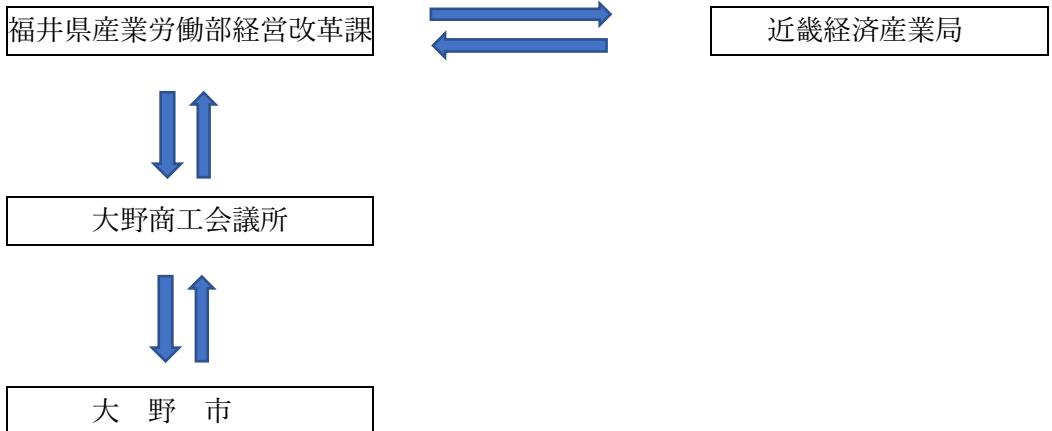
### <3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・大野商工会議所と大野市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・大野市にて発行する被災証明書の申請書に参考記載欄として被災額を追記できるよう要望する。
- ・大野商工会議所と大野市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、より福井県産業労働部産業政策課へ報告する。

(様式)

実態調査票									
策定者： 電話番号：		メールアドレス：							
被害合計金額		被害額内訳							
事業所名	住所	従業員数 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の実情に 応じて算出 が必要な際 おおよそで可	土地 (堆積土砂堆積 費・墜地費) (事業用資産に限 る)	建物 (事業用資産に限 る)	機械設備	商品、原材料、 仕掛品等	被害状況 ※全壊・半壊・一部掛壊、床上浸水・床下浸水、死 傷者の有無、稼業・物資への影響、迷惑賃金等資金 繰りへの影響など
1									¥0
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

(連絡体系図)



#### <4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、大野市と相談する(大野商工会議所は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や福井県、大野市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### <5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

#### <6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力>

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能な限り協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

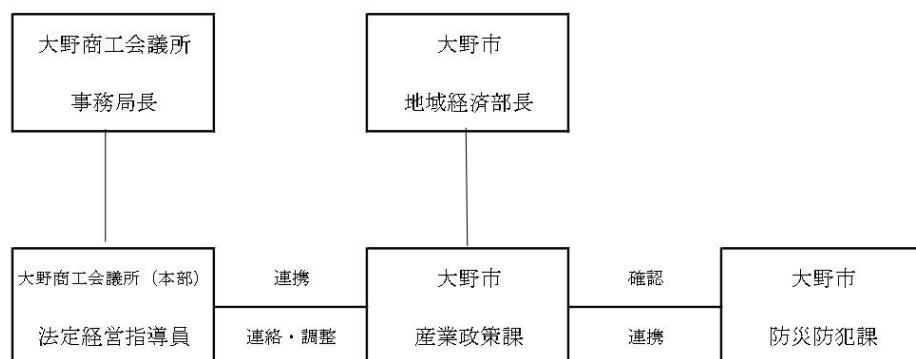
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年1月現在)

(1) 実施体制（商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会または商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 島田 優子(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会議所、関係市町連絡先

①大野商工会議所

大野商工会議所 大野中小企業相談所

〒912-0083 福井県大野市明倫町3-37

TEL: 0779-66-1230 / FAX: 0779-65-6110

E-mail: soumu@ohnocci.or.jp

②関係市町

大野市役所 産業政策課

〒912-8666 福井県大野市天神町1-1

TEL: 0779-64-4816

E-mail: sangyo@city.fukui-ono.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
必要な資金の額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
チラシ印刷	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
講師謝金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
会場使用料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
DM 郵送料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
広報費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
運営費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入 参加負担金 事業収入 福井県補助金 大野市補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	